国土交通省
観光庁
Japan Tourism Agency　Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和３年９月１０日
観　　光　　庁

「観光施設における心のバリアフリー認定制度」がスタートしました
～第一弾として66施設を認定～

昨年のバリアフリー法改正を受けて創設した、ソフト面のバリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組んでいる観光施設を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」について、第一弾として６６施設を認定しました。同時に、認定施設が掲出する認定マークも策定しましたのでお知らせします。

１．認定制度の目的・背景

令和２年通常国会（第 201 回国会）において、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要があることから、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和２年法律第 28 号）が成立し、令和２年６月より施行されました。

観光庁では、同法に基づき観光施設における「心のバリアフリー」を量・質ともに向上させていくことを目指し、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を創設し、公募を経て、今般第一弾認定を実施することとしました。

２．第１弾認定施設数

６６施設（別添参照）

宿泊施設４８件、観光案内所等１８件

観光施設
心のバリアフリー認定

【認定マーク】

３．制度概要・申請方法（要綱・様式・動画等）（別添参照）

以下、観光庁ウェブサイトもご覧ください。

URL：https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/innovation_00001.html

URL：https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000339.html

【問い合わせ先】
観光庁　観光産業課　観光施設のおける心のバリアフリー認定制度担当
電話:03-5253-8111（内線 27-323）
03-5253-8330（直通）
ＦＡＸ:03-5253-1585
Email：hqt-kanko-bfnintei@mlit.go.jp